



三重県公報

令和5年12月21日 (木)

号外

目次

| (番号) | (題名) | (担当) | (頁) |
|----------------|---|-------------|-----|
| 規 則 | | | |
| 68 | 三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 | (デジタル改革推進課) | 2 |
| 議 会 規 則 | | | |
| 1 | 三重県議会会議規則の一部を改正する規則 | (県 議 会) | 3 |
| 告 示 | | | |
| 802 | 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定 | (出 納 局) | 4 |

規 則

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十八号

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三重県証紙条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県証紙条例施行規則(昭和四十四年三重県規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 別表第一(第一条関係) 一 三重県手数料条例(平成十二年三重県条例第四号)第二条第一項に規定する手数料(三重県特定計量器検定手数料等の細目を定める規則(平成十二年三重県規則第十四号)第三条に規定する手数料及び三重県保育士登録手数料等の納付方法を定める規則(平成十五年三重県規則第十五号)第二条第一項各号に掲げる手数料を除く。) 二〇二四 (略) | 別表第一(第一条関係) 一 三重県手数料条例(平成十二年三重県条例第四号)第二条第一項に規定する手数料(三重県特定計量器検定手数料等の細目を定める規則(平成十二年三重県規則第十四号)第三条に規定する手数料及び三重県保育士登録手数料等の納付方法を定める規則(平成十五年三重県規則第十五号)第二条第一項各号に掲げる手数料並びに電子情報処理組織を使用する方法により行う建設業法に基づく申請に係る手数料の納付方法を定める規則(令和四年三重県規則第六十六号)第二条第二項に定める納付方法により納付する手数料を除く。) 二〇二四 (略) |

(三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第二条 三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年三重県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---------|
| 第三条 (略) (情報通信技術による手数料の納付) 第三条の二 情報通信技術利用条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。 2) 情報通信技術利用条例第三条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。 | 第三条 (略) |

(電子情報処理組織を使用する方法により行う建設業法に基づく申請に係る手数料の納付方法を定める規則の廃止)

第三条 電子情報処理組織を使用する方法により行い建設業法に基づく申請に係る手数料の納付方法を定める規則（令和四年三重県規則第六十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年一月十五日から施行する。

議 会 規 則

三重県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県議会議長 中 森 博 文

三重県議会規則第一号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則（昭和三十二年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(表決の方法)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、起立又は押しボタン式投票により表決を採らなければならない。</p> | <p>(表決の方法)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、起立により表決を採らなければならない。</p> |
| <p>(投票による表決)</p> <p>第六十四条 投票は、無記名又は押しボタン式とする。ただし、議決によつて記名とすることができる。</p> <p>2 無記名投票及び記名投票に係る投票用紙は、別記の様式による。</p> | <p>(投票による表決)</p> <p>第六十四条 投票は、無記名とする。ただし、議決によつて記名とすることができる。</p> <p>2 投票用紙は、別記の様式による。</p> |
| <p>3 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする者は議席に取り付けられた賛成ボタンを、問題を否とする者は議席に取り付けられた反対ボタンを押すことによつて投票する。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> | <p>(選挙規定の準用)</p> |
| <p>第六十五条 (略)</p> <p>2 押しボタン式投票による表決を行う場合には、第二十三条、第二十五条第一項及び第二十六条の規定を準用する。</p> <p>(会議録の配付等)</p> <p>第百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。</p> | <p>第六十五条 (略)</p> <p>(会議録の配付)</p> <p>第百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を作成して、議員及び関係機関に配付する。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 802 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、手数料に係る指定納付受託者として次のとおり指定しました。

令和 5 年 12 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社N T Tデータ 代表取締役社長 佐々木 裕
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- 2 指定をした日
令和 5 年 10 月 6 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
